



# 職員の退職手当に関する条例第7条第5項に定める「任命権者が定める事由」について(通知)

制定 令和6年7月12日教職企第1238号

職員の退職手当に関する条例(昭和40年大阪府条例第4号。以下「条例」という。)第7条第5項に定める「任命権者が定める事由」について、下記のとおり定め、令和7年4月1日から適用することとしたので通知します。

ただし、退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給について、条例の適用を受ける職員としての在職期間を次に掲げる国、他の地方公共団体等(以下、「他団体」という。)の職員としての在職期間に通算することを認めていない他団体の職員であった場合を除きます。

## 記

- 1 国又は他の地方公共団体の職員が、国又は他の地方公共団体の業務の本府への移管により条例の適用を受ける職員となった場合
- 2 国又は他の地方公共団体の職員が、国又は他の地方公共団体の業務と密接な関連を有する本府の業務の必要上、本府と国又は他の地方公共団体との相互了解のもとに行われる計画的な人事交流により、条例の適用を受ける職員となった場合
- 3 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条に規定する独立行政法人のうち、同法第2条第4項に規定する行政執行法人以外の独立行政法人に勤務する職員及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人に勤務する職員並びに地方独立行政法人法(平成15年法律第108号)第2条に規定する地方独立行政法人のうち、同法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人(以下「独立行政法人等」という。)の職員(大阪府教育委員会が通算することが適当でないとする者を除く。)について、次の各号に掲げる場合
  - (1)独立行政法人等の教育職員が条例の適用を受ける教育職員となった場合
  - (2)前号に掲げる場合以外の場合であって、独立行政法人等の職員が、独立行政法人等の業務と密接な関連を有する本府の業務の必要上、本府と地方独立行政法人等との相互了解のもとに行われる計画的な人事交流により、条例の適用を受ける職員となった場合
- 4 その他前各項に掲げる場合に準ずる場合であって、大阪府教育委員会が特に必要であると認める場合